

# 屋外広告物のルールが 変わりました！

屋外広告物の一層の安全性の向上を図り、公衆に対する危害を未然に防止する目的から、平成29年12月に、**秋田県屋外広告物条例及び同施行規則**が改正されました。これにより、**屋外広告物の点検義務**などが制度化されました。

## 改正内容

### 1. 全ての広告物等を良好な状態に保つため、点検及び管理する義務のある者を明確化しました。

管理する義務のある者(改正前)	点検及び管理する義務のある者(改正後)
表示者、設置者、管理者	表示者、設置者、管理者、 <b>広告物の所有者等</b> (※1)

※1 広告物の所有者等：広告物又は掲出物件の所有者(※2)又は占有者(※3)

※2 所有者：広告物等の所有権を有する者

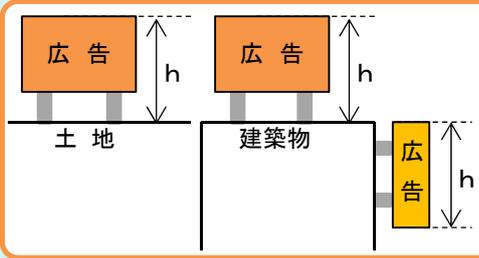
※3 占有者：広告物等を使用できる権利を有する者

### 2. 許可に係る広告物の所有者等に対して、屋外広告士等の特定の資格を有する者又は広告物等の管理者に点検させる義務があることを定めました。

改正前	改正後
規定なし	<p>①許可に係る広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物等について、定期的に、屋外広告士等の特定の資格を有する者(※4)に当該広告物等の損傷、腐食その他の劣化状況の点検をさせることを定めました。(ただし、許可に係る貼紙、貼札、広告旗等は除く。)</p> <p>②広告物の所有者等は、点検の結果を当該広告物等の表示者、設置者、管理者に報告することを定めました。</p>

※4 特定の資格を有する者：屋外広告士、建築士、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が行う屋外広告物点検技能講習の課程を修了した者 等

### 3. 広告物等の高さに応じて点検できる者を定めました。

改正前	改正後
規定なし	<p><b>広告物等の点検が義務化され、広告物等の高さに応じて、点検できる者が異なります。</b></p>  <p>①<b>広告物等の高さが「4mを超える」場合 (h &gt; 4m)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外広告士等の特定の資格を有する者による点検が必要です。</li> </ul> <p>②<b>広告物等の高さが「4m以下」場合 (h ≤ 4m)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外広告士等の特定の資格を有する者又は<b>広告物等の管理者</b>による点検が必要です。</li> </ul>

### 4. 表示者又は設置者に対して、点検結果の概要を記載した様式(報告書)を継続及び変更等許可申請書に添付する義務があることを定めました。

改正前	改正後
規定なし	<p>①添付する報告書には有効期限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●継続許可申請の場合⇒広告物の表示又は掲出物件の設置期間の初日前2カ月以内に行った点検及び報告書が有効です。</li> <li>●変更等許可申請の場合⇒変更又は改造の完成予定年月日の前2カ月以内に行った点検及び報告書が有効です。</li> </ul>

# 屋外広告物のルールを守りましょう！

～ 看板落下事故はあなたの会社やお店の信用も落とします～

## そもそも屋外広告物(看板)のルールって何？

屋外に看板を設置するには、原則として**知事の許可**が必要です。

また、看板設置後は、**良好な状態に保持するための管理**や**役目を終えた看板の除却**も設置者の義務です。**必要な許可を取得しないと、罰則(30万円以下の罰金)が適用**される場合があります。

## どうしてルールがあるの？

屋外の看板は、**景観やまちなみを構成する重要な要素**だからです。

また、文字どおり「屋外」で表示されているため、雨、風、雪などの厳しい自然環境に常時さらされています。そのため、**適切に管理されていないと、飛散・落下・倒壊などの事故が発生する恐れ**があるからです。

## 点検及び管理の義務がある看板は？

知事の許可を受けている、受けていないに係わらず、**全ての看板に対して、良好な状態に保持するための点検及び管理の義務**が課せられています。

## 点検はいつするの？

点検頻度に定めはありません。よって、点検頻度は広告物の所有者又は占有者の判断によります。

これは、**点検した＝安全が確約されるものではありません**ので、日頃の目視点検や専門業者による詳細点検、日常の維持管理なども含め、看板が常に良好な状態を保持できるよう点検及び管理の義務を課しているためです。

## 許可申請書に添付する報告書って何？

広告物の所有者又は占有者は、国が公表している「**屋外広告物の安全点検に関する指針(案)**」に基づく点検を実施した後、その**点検結果の概要を記載する様式**となります。

広告物の表示者又は掲出物件の設置者は、**継続又は変更等許可申請時に報告書を添付する義務**があります。

## 報告書の添付が不要な看板は？

知事の許可を受けている看板のうち、貼紙、貼札、広告旗、立看板等です。

## いつから始まるの？

点検の義務化は、**平成29年12月26日**からスタートしています。

報告書の添付義務は、

●**継続許可申請の場合**⇒**広告物の表示又は掲出物件の設置期間の初日が平成30年4月1日以後である許可の申請から適用**となります。

●**変更等許可申請の場合**⇒**変更又は改造の完成予定年月日の日が平成30年4月1日以後である許可の申請から適用**となります。

## 安全管理のポイント

POINT1	危険の兆候をチェック	早期発見が事故を防ぎます
POINT2	兆候を見つけたら専門家に相談	早期対応が費用を抑えます
POINT3	継続許可申請時に総合点検	点検計画のスケジュール化で持続可能な仕組みづくり

※詳しくは、**県都市計画課及び最寄りの地域振興局建設部用地課**までお問い合わせください。

※**秋田市及び横手市**は、独自に条例を制定し運用しています。詳細は、**各市窓口**にお問い合わせください。

■ **このチラシに関する問い合わせは、秋田県都市計画課 調整・都市計画班**

電話番号：018-860-2441

FAX番号：018-860-3845